

公益社団法人厚木市シルバー人材センター 会員の就業期間等に関する要綱

(平成28年4月1日 要綱第1号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人厚木市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の長期にわたる就業を是正し、会員に広く就業の機会を提供するため、会員の就業期間等について必要な事項を定めるものとする。

(就業期間及び対象)

第2条 公益社団法人厚木市シルバー人材センター職種班設置に関する要綱第2条第1項第1号及び第2号で定める職種班の受付業務に従事する会員の就業期間は、原則として1年とし、次に掲げる事項の会員を対象とする。

- (1) センター事業及び地域班活動に対して協力的な会員
- (2) 当該年度の接遇研修会を受講した会員
- (3) 健康状態が良好な会員

2 前項により就業を希望する会員は、就業申込書を事務局に提出しなければならない。

(就業期間の起算日)

第3条 前条第1項に規定する就業期間の起算日は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 5月1日から10月31日までの間に就業を開始した場合 当該期間内の10月1日
- (2) 11月1日から翌年4月30日までの間に就業を開始した場合 当該期間内の4月1日

2 前項各号に掲げる場合において、研修期間にあつては、就業を開始した日から除くものとする。

(就業期間の延長)

第4条 理事長は、第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する会員に限り、同一場所で最長4年を限度に就業期間を延長することができるものとする。

- (1) センター事業及び地域班活動に対して協力的な会員
- (2) 毎年度の接遇研修会を受講した会員
- (3) 健康状態が良好な会員
- (4) 就業実績が良好な会員

2 理事長は、前項に定める事項に反し、就業期間の延長をすることが認められない場合は、その旨を会員に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、理事長がやむを得ないと認めたときは、会員は、5年を超えて就業することができる。

(就業会員の選考)

第5条 第2条に規定する会員及び前条に規定する就業期間の延長となる会員を就業させるときは、センター受託業務配分会議において、選考を行うものとする。

2 選考は、第2条第1項又は第4条第1項に掲げる事項及び就業会員の配置状況等を総合的に勘案して行うものとする。

3 理事長は、第2条第2項で定める就業申込書の提出があった会員に対して、第1項で決定された結果を通知するものとする。

(就業の終了)

第6条 理事長は、センター会員就業規程（平成24年規程第10号）第8条に定めるもののほか、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、就業を終了させることができるものとする。

(1) センターから提供された仕事について誠実な履行ができない場合

(2) 客観的状況により就業者として不相当と認められる場合

(3) 発注者等からの苦情やクレーム等が著しい場合

(長期休業)

第7条 就業会員が3箇月以上休業する場合は、原則として就業を終了するものとする。

2 前項の場合において、病気及び怪我等により休業から復帰するときは、就業ができる旨の医師の証明書を提出するものとする。

(複数就業の禁止)

第8条 会員は、原則として複数の業務に同時に就業することはできない。ただし、第2条の業務に該当しないもののうち、短期間又は短時間の業務で就業を希望する会員がいないものについては、この限りでない。

(就業期間満了の通知)

第9条 理事長は、就業期間が満了する会員に対し、その旨を通知するものとする。

(発注者との契約事項)

第10条 この要綱で定める以外の事項を発注者の求めにより契約で定めた場合は、その定めるところによる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(公益社団法人厚木市シルバー人材センター会員の就業期間等に関する要綱の廃止)

2 公益社団法人厚木市シルバー人材センター会員の就業期間等に関する要綱（平成24年4月1日要綱第11号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行日において、既に就業している会員の施行日前の就業期間は、この要綱による就業期間とみなす。

附 則

1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日において、既に就業している会員の就業期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までの1年とし、起算日は4月1日とする。ただし、年度の途中（5月1日から翌年3月31日）で就業を開始している場合は、翌年度の4月1日を起算日とする。